

高知県消防広域化基本計画あり方検討会
第1回消防業務部会、通信・システム部会
※合同開催

日時：令和7年6月2日(月) 10時～12時

場所：高知会館 3階 飛鳥

次 第

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 部会長の選任 【資料1】
- 4 部会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 検討会での意見等 【資料2】
 - (2) 主な協議・意見交換事項 【資料3】
 - (3) 意見交換
- 6 閉会

配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

【資料1】高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱 P 1～7

【資料2】第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会における
ご意見と対応について P 8～13

【資料3】主な協議・意見交換事項 P 14～31

【参考資料】高知県消防広域化基本構想 Q & A 別冊

【参考資料】高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』 別冊

駐車場について

会場駐車場をご利用の方は、駐車料金の割引がありますので、お帰りの際に駐車券を
1階フロントへご提示ください。

<駐車料金> 1時間：100円、30分毎：50円

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 消防業務部会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三
2	室戸市	市長	植田 壯一郎
3	香美市	市長	依光 晃一郎
4	馬路村	村長	山崎 出
5	大川村	村長	和田 知士
6	いの町	町長	池田 牧子
7	越知町	町長	小田 保行
8	四万十町	町長	中尾 博憲
9	三原村	村長	田野 正利
10	高知市消防局	消防局長	中城 純一
11	安芸市消防本部	消防長	久川 陽
12	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也
13	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也
14	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 通信・システム部会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三
2	須崎市	市長	楠瀬 耕作
3	土佐清水市	市長	程岡 庸
4	四万十市	市長	中平 正宏
5	安田町	町長	黒岩 之浩
6	大豊町	町長	下村 賢彦
7	仁淀川町	町長	古味 実
8	日高村	村長	松岡 一宏
9	津野町	町長	池田 三男
10	高知市消防局	消防局長	中城 純一
11	室戸市消防本部	消防長	多田 周平
12	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮
13	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回消防業務部会、通信・システム部会 出席者名簿

○消防業務部会委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	○	
2	室戸市	市長	植田 壯一郎	○ (オンライン) 代理: 班長 谷口 任史	
3	香美市	市長	依光 晃一郎		○
4	馬路村	村長	山崎 出	○	
5	大川村	村長	和田 知士	○ (オンライン) 代理: 総務課長 近藤 淳	
6	いの町	町長	池田 牧子	○ 代理: 総務課危機管理室長 岡田 慎二	
7	越知町	町長	小田 保行	○	
8	四万十町	町長	中尾 博憲	○ (オンライン)	
9	三原村	村長	田野 正利		○
10	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
11	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	○	
12	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	○ (オンライン) 代理: 消防本部次長 井上 靖志	
13	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	○	
14	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	○	

○通信・システム部会委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
-	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	○	
15	須崎市	市長	楠瀬 耕作	○ (オンライン) 代理: 総務課長 松浦 すが	
16	土佐清水市	市長	程岡 庸	○ (オンライン) 代理: 総務課長 畑山 正王	
17	四万十市	市長	山下 元一郎	○ (オンライン) 代理: 地震防災課長 安岡 栄治	
18	安田町	町長	黒岩 之浩	○	
19	大豊町	町長	下村 賢彦	○ (オンライン)	
20	仁淀川町	町長	古味 実	○	
21	日高村	村長	松岡 一宏	○ (オンライン) 代理: 総務課長 大川 健輔	
22	津野町	町長	池田 三男	○ (オンライン) 代理: 主監 鍋島 浩一	
-	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
23	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	○	
24	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	○	
25	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一	○	

○その他委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
26	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	オンライン
27	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	オンライン
28	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
29	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
30	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
31	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

○事務局

通し 番号	所属	職名	氏名
32	高知県危機管理部	部長	江渕 誠
33	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
34	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基
35	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
36	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本 順也
37	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆
38	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋
39	一般財団法人消防防災科学センター	主任研究員	平野 亜希子
40	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	木平 秀夫
41	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	梨本 雅久

※オンライン

※オンライン

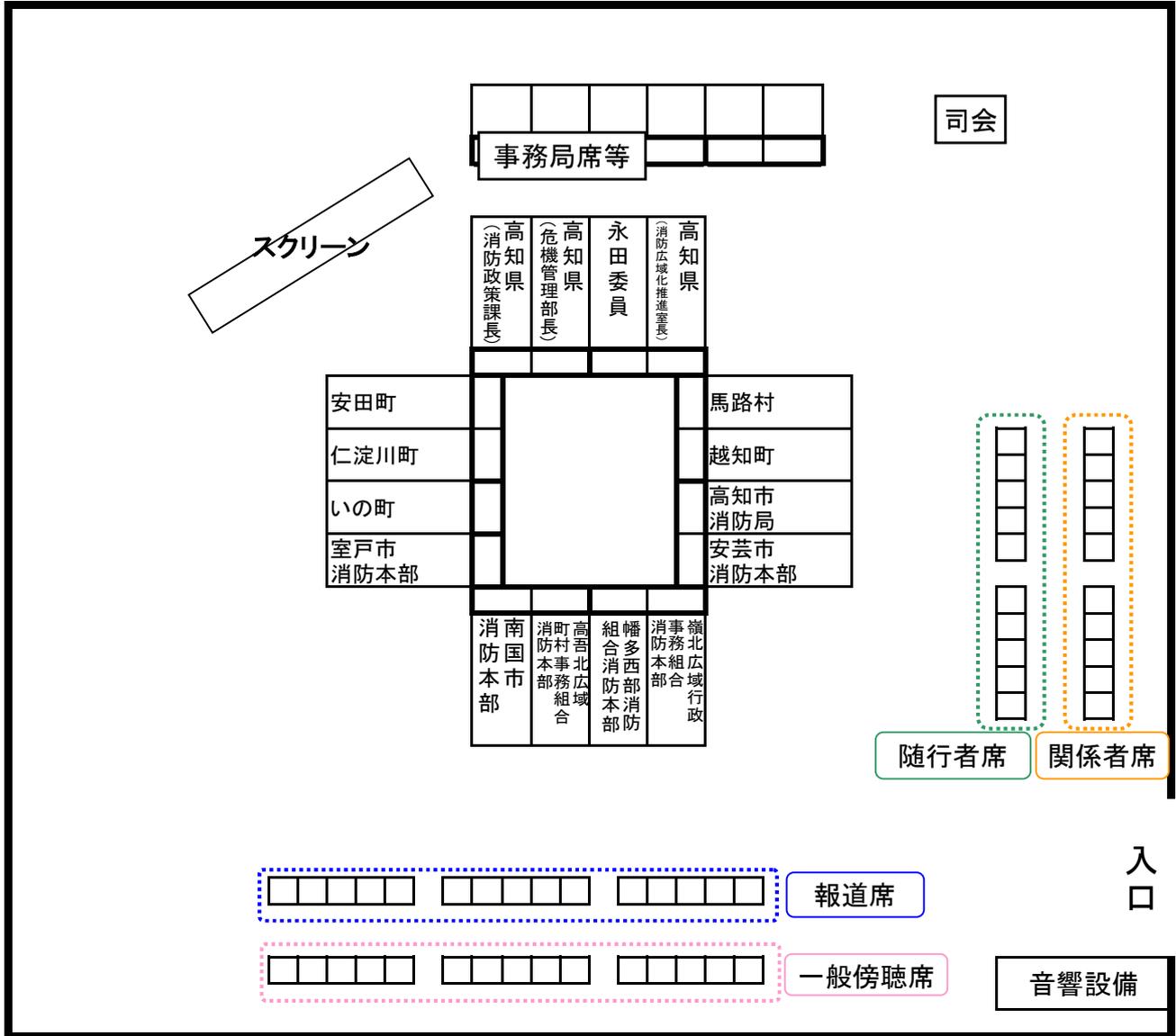
※オンライン

※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会

第1回消防業務及び通信・システム部会 配席図

日時: 令和7年6月2日(月)10時~12時
場所: 高知会館 3階 飛鳥の間



高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱

（目的）

第1条 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織（高知県消防防災航空センター及び高知県消防学校をいう。）を一元化するための高知県消防広域化基本計画（消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する推進計画をいう。以下「基本計画」という。）の策定（平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画の全部改定をいう。以下同じ。）を検討するため、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、高知県消防広域化基本構想（令和7年3月26日策定）を議論の土台として、次の各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 第6条の専門部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項
- (3) 前2号のほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び委員）

第3条 検討会は、知事が委嘱した別表1に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会に会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、会長が招集し、議事進行等を行う。ただし、会長が選任される前に招集される検討会については、知事が招集することができる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、委員が指定する代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて説明又は意見を

求めることができる。

- 5 検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（専門部会）

第6条 第2条各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行うため、検討会の下に次の表の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれその協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 検討会全体の運営の総括に関すること。 (2) 基本計画全体の取りまとめに関すること。 (3) 基本計画中、広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。
財務部会	(1) 基本計画中、広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 基本計画中、消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 基本計画中、消防指令システムの統合及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。） (2) 基本計画中、人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 前項の専門部会は、検討会の委員のうち、別表2に定める委員をもって構成する。
- 3 前2条の規定は、前2項の専門部会の委員、部会長及び会議について準用する。この場合において、前条第1項中「知事」とあるのは「高知県危機管理部長」と読み替えるものとする。

（ワーキンググループ）

第7条 前条の専門部会の下に基本計画に関すること及び専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項について協議及び意見交換を行うために、県内市町村担当課長等及び県内消防本部担当課長等により構成されるワーキンググループを設置する。

（事務局）

第8条 検討会、専門部会及びワーキンググループの事務局を高知県危機管理部消防政策課に置き、運営に係る事務を処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

氏名等	備考
井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
竹村 優香	みんなでつくる まちづくり財団HATA! (一般財団法人HATA) 代表理事
高知市長	
室戸市長	
安芸市長	
南国市長	
土佐市長	
須崎市長	
宿毛市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
香南市長	
香美市長	
東洋町長	
奈半利町長	
田野町長	
安田町長	
北川村長	
馬路村長	
芸西村長	
本山町長	
大豊町長	
土佐町長	
大川村長	
いの町長	
仁淀川町長	

氏名等	備考
中土佐町長	
佐川町長	
越知町長	
梶原町長	
日高村長	
津野町長	
四万十町長	
大月町長	
三原村長	
黒潮町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
安芸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
土佐市消防本部消防長	
土佐清水市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	
香美市消防本部消防長	
高吾北広域町村事務組合消防本部 消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	
嶺北広域行政事務組合消防本部消 防長	
中芸広域連合消防本部消防長	

別表2（第6条第2項関係） 専門部会 委員名簿

専門部会	氏名等
総務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	高知市長
	安芸市長
	南国市長
	宿毛市長
	田野町長
	北川村長
	本山町長
	中土佐町長
	黒潮町長
	高知市消防局長
	土佐清水市消防本部消防長
	香南市消防本部消防長
	仁淀消防組合消防本部消防長
	中芸広域連合消防本部消防長
	財務部会
土佐市長	
香南市長	
東洋町長	
奈半利町長	
芸西村長	
土佐町長	
佐川町長	
梶原町長	
大月町長	
高知市消防局長	
香美市消防本部消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	

専門部会	氏名等
消防業務部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	室戸市長
	香美市長
	馬路村長
	大川村長
	いの町長
	越知町長
	四万十町長
	三原村長
	高知市消防局長
	安芸市消防本部消防長
	土佐市消防本部消防長
	高吾北広域町村事務組合消防本部消防長
	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長
通信・システム部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	須崎市長
	土佐清水市長
	四万十市長
	安田町長
	大豊町長
	仁淀川町長
	日高村長
	津野町長
	高知市消防局長
	室戸市消防本部消防長
	南国市消防本部消防長
	幡多西部消防組合消防本部消防長

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	基本計画の決定スケジュール	◎ 総務	平山委員 (南国市)	令和8年1月に検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化に関する合意が形成されたことになるのか。また、その後の市町村議会で基本計画に対する意見等が出た場合、その内容を基本計画に反映させることができるのか。	基本計画は、消防組織法第33条における「推進計画」に相当するものであり、県が定めることとされています。また、「推進計画」を定める場合や変更する場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされていることから、検討会を通じて市町村の意見を丁寧にお伺いしたいと考えています。その上で、検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化の推進について、県と市町村が合意できたことになると考えています。また、検討会で合意した基本計画案を県が正式決定した後、市町村議会から意見等が出た場合は、市町村議会の議決を経て令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画（消防組織法第34条における「広域消防運営計画」に相当）に反映させていきたいと考えています。
2	ワーキンググループ等のメンバー	◎ 総務 財務 消防 通信	平山委員 (南国市)	消防長や課長だけでなく、若い職員の意見を取り入れて欲しい。	ワーキンググループ等には、組織としての考えを述べる立場の方に参加していただきたいと考えています。その際には、必要に応じて、若い職員の意見も取り入れて発言していただければと考えています。
3	シミュレーション	◎ 総務 財務 消防 通信	桑名委員 (高知市)	財政負担や組織体制に関するシミュレーションがないと議論にならないので、早期にシミュレーションを示して欲しい。	シミュレーションができたものから、専門部会等で順次提示したいと考えています。全体のシミュレーション結果については、第2回あり方検討会（11月予定）で提示したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
4	広域化のメリット	◎ 総務 財務 消防 通信	依光委員 (香美市) 桑名委員 (高知市)	消防や救急の現場到着時間の短縮など、広域化のメリットをデータで示す必要があるのではないか。 広域化の賛同を得るために、広域化によって住民がどういう恩恵を受けるのかを示していただきたい。	シミュレーション等により、消防広域化による消防力の運用効果をデータで示していきたいと考えています。
5	サービスの低下や財政負担の増加	◎ 総務 財務 消防 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	広域化により、サービスの低下や負担の増加につながるのではないかと懸念されています。	<u>基本構想Q&A（Q3への回答）</u> のとおり、消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。 このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。 また、市町村の財政負担（分賦金）については、今後実施するシミュレーションを基に検討したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
6	新法人の名称	◎ 総務	上村委員 (北川村)	「広域連合高知県消防局（仮称）」は、県の組織と誤解されるのではないかと懸念を述べた。	ご意見を踏まえて、総務部会で名称を検討し、第2回あり方検討会でお示ししたいと考えています。
7	職員の処遇	◎ 総務 財務 消防	平山委員 (南国市)	給与、人事異動、福利厚生等、職員の処遇の方向性を示していただきたい。 他の市町村への異動に対し、心配や不安がある職員がいることを考慮して欲しい。	<u>基本構想Q&A（Q11への回答）</u> のとおり、職員の処遇については、今年度から議論を開始します。 勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討していきたいと考えています。 その上で、各消防本部から広域連合に移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、検討していきたいと考えています。 また、 <u>基本構想Q&A（Q12への回答）</u> のとおり、人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	職員の配置	◎ 総務 消防 通信	小田委員 (越知町) 竹村委員 (一財 HATA)	地元の中山間地域で働きたい職員を、地元 に配置するようにして欲しい。また、職員 の配置を検討する際は、人口規模の他、地 域内の土地の高低差や道路幅などの地理 的な条件も考慮して欲しい。 広域化により他の市町村に異動すること になれば、地元で働きたい方の考えが 変わるのではないか。また、職員が家族 と一緒に住めるようにすることも大事で はないか。	各市町村長等のご意見を踏まえ、職員 の募集や採用、配置の考え方を検討し たいと考えています。
9	消防費の基準 財政需要額	◎ 総務 財務	平山委員 (南国市)	常備消防費や非常備消防費、事業費補 正等を区分して示して欲しい。	事務局において整理した上でお示し したいと考えています。
10	方面消防本部	◎ 総務 消防	中平委員 (四万十 市)	各方面消防本部の中で、一定のサー ビス提供が完結するようにして欲しい。	方面消防本部にどういった機能を 持たせるか、総務部会や消防業務部 会で検討したいと考えています。
11	方面消防本部	◎ 総務 消防	竹村委員 (一財 HATA)	方面消防本部の数はなぜ6ヶ所なの か。	県内40箇所を設置されている消防署 所と広域連合本部との間の連絡調整 を円滑に行うため、県の区域を経済 社会活動上のまとまりに着目して6 つに区分し、それぞれに方面消防本 部を置き、連絡調整の事務を分掌さ せることとしています。 具体的な線引きについては、県や国 の各種地方行政機関の管轄区域（ 県の総合防災対策推進地域本部や 福祉保健所、土木事務所）等も参 考にして、基本構想に掲げた6つの 区域に分割することとしたものです。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
12	指令体制	総務 ◎ 消防	板原委員 (土佐市)	現在、市町村が設置する災害対策本部と消防本部が連携して指令を行っているが、消防本部が広域連合となった場合、指令体制はどうか。	<p>広域連合の発足後における消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。</p> <p>このため、例えば、市町村の災害対策本部と消防本部の連携については、最寄りの消防署所の幹部職員を災害対策本部に派遣し、連携して指令を行っていくことになると考えています。</p> <p>なお、最寄りの消防署所の幹部職員を、市町村の災害対策本部の本部員として任命する（災対法第23条の2第3項）ことにより、連携体制を確保することも考えられます。</p>
13	消防団員の確保、報酬	総務 ◎ 消防	片岡委員 (佐川町)	若者が消防団に入っていない状況であり、消防団員の確保についても基本計画に取り入れて欲しい。また、消防団員の出勤手当の金額が市町村によって異なっており、財政状況が厳しい市町村を支援して欲しい。	本検討会の設置趣旨に鑑みれば、消防団に関する事務ではなく、常備消防の組織体制に係る調査や審議を優先すべきものと考えますが、ご指摘の点を含め、消防団事務のあり方と広域連合との関係については、消防団事務の広域連合への委託状況も見極めながら、検討会の消防業務部会や広域連合発足後の管理者会議、方面本部管理運営協議会等の場で議論いただければどうかと考えます。
14	中山間地域の消防・救急	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	中山間地域から都市部の医療機関へ長時間の移送を行う場合、移送の間は中山間地域に空白が生じる危険性がある。広域化によってその危険性がどうか心配している。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署からの出動が可能となることから、中山間地域に空白が生じる危険性を大幅に軽減させることができるのではないかと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
15	在宅医療の患者への対応	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	高齢の方や終末期の方の容体が急変した時の対応について、地域の関係者で連絡を取り合っている例がある。広域化によってそうした情報が共有されなくなり、過剰な医療が提供されるようなことが起こらないようにしてほしい。	終末期の方への対応について、本県では、令和6年度に消防と医療関係者の間でルール化しており、広域化後も対応が変わることはないと考えています。
16	業務システム	総務 財務 消防 ◎ 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	ランニングコストを含め、非常に高額な負担を強いられるのではないかと。 地元のことがわからない職員が119番通報を受け、谷を間違えて救急車が向かったことがあった。業務のデジタル化を進めて欲しい。	消防指令システムなど、消防本部がそれぞれで運用している業務システムを統一した場合には、スケールメリットにより安価になることが考えられます。 また、システムの統一や導入にあたっては、コスト面だけでなく、職員の負担軽減等の観点も踏まえながら検討したいと考えています。 高度化したシステムの導入により、通報者の位置をより正確に把握し、出動車両にその位置情報をリアルタイムに共有するなど、より迅速かつ的確な対応ができるようになると考えています。



1 専門部会等における協議・意見交換の進め方

- 高知県消防広域化基本計画の策定の検討に当たり、協議・意見交換が必要な事項を事務局（県）が提示。
- 事務局が提示した事項について、今後、専門部会（またはワーキンググループ）において協議・意見交換を行う。
 ※事務局が提示する事項以外についても、必要に応じて追加する。

2 主な協議・意見交換事項

①消防業務部会

4/28検討会においては以下を提示したところ。議論の参考となる情報を含めた詳細は次のページ以降に記載。

1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること

- (1) 広域連合発足による消防サービス水準の不均衡や高度化への対応について
- (2) 部隊運用のあり方について

2 市町村の防災に係る関係機関との連携の確保に関すること



第3回消防業務部会（10月頃）までに部会としての合意を目指す事項
 ※第2回あり方検討会（11月頃）で提示

<基本計画に関する方針等>

- 消防サービスの向上・高度化の骨格案
 消火、救急、救助、予防の分野別サービス
- 消防団事務、消防水利の受託等に関する骨格案
- 方面消防本部や署所の役割の骨格案
- 出動体制や部隊運用の骨格案
- 防災・国民保護担当部局との連携の骨格案



スケジュールについて

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある

消防業務部会の所管 ・主な論点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全体スケジュール	検討会	専門部会 ①		専門部会 ②	WG		専門部会 ③	検討会	WG	専門部会 ④	検討会	基本計画(案)決定	基本計画決定	協議会 設立の 議決
総務部会		基本計画全体のとりまとめ・組織・給与など									※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討			
財務部会		分賦金のシミュレーションなど									※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討			
1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防） (1) 広域連合発足による消防サービス水準の不均衡や高度化への対応		事務局でたたき台を作成			専門部会・WGで詳細に議論						基本計画と実施計画で記載する内容を整理			
(2) 部隊運用のあり方		※広域化のメリット等の整理、消防団との関係などを整理			※必要に応じて、若い消防職員のご意見も取り入れる						※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討			
2 市町村の防災に係る関係機関との連携の確保											※基本計画の決定後、市町村議会から意見等が出た場合は、令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画に反映			
通信・システム部会		通信指令のあり方など									※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討			



<検討の方向性>

(1) 広域連合発足による消防サービス水準の不均衡や高度化への対応について

→どのような取組によって、どのような形で住民へのサービス向上を図るかを検討

(2) 部隊運用のあり方について

→現行の15消防本部が持つ部隊運用の権限について、広域化後の方面消防本部や署所の役割分担を検討

→大規模災害への出動体制、部隊運用等について検討

今後の進め方（案）

➤ **消防需要(※1)の把握、消防力(※2)の現況の整理を実施。（必要に応じて各消防本部への調査を実施）**

(※1) 消防本部別の人口、世帯数、火災、救急、救助の発生状況等

(※2) 消防署所、消防車両、消防職員等

➤ **調査後、(一財)消防防災科学センターからヒアリング等を実施し、現在の消防力の運用評価を実施**

※例えば、消防車両の現場到着所要時間等が考えられる。

➤ **上記について、具体的な対策を講じるか検討。**

※例えば、現在の消防本部管轄区域を越えた直近指令の迅速な出動体制の検討、小規模消防本部における管外救急搬送時のバックアップ体制改善、火災予防条例の統一等が考えられる。

※検討結果を広域化による消防力の運用効果としてデータで提示。

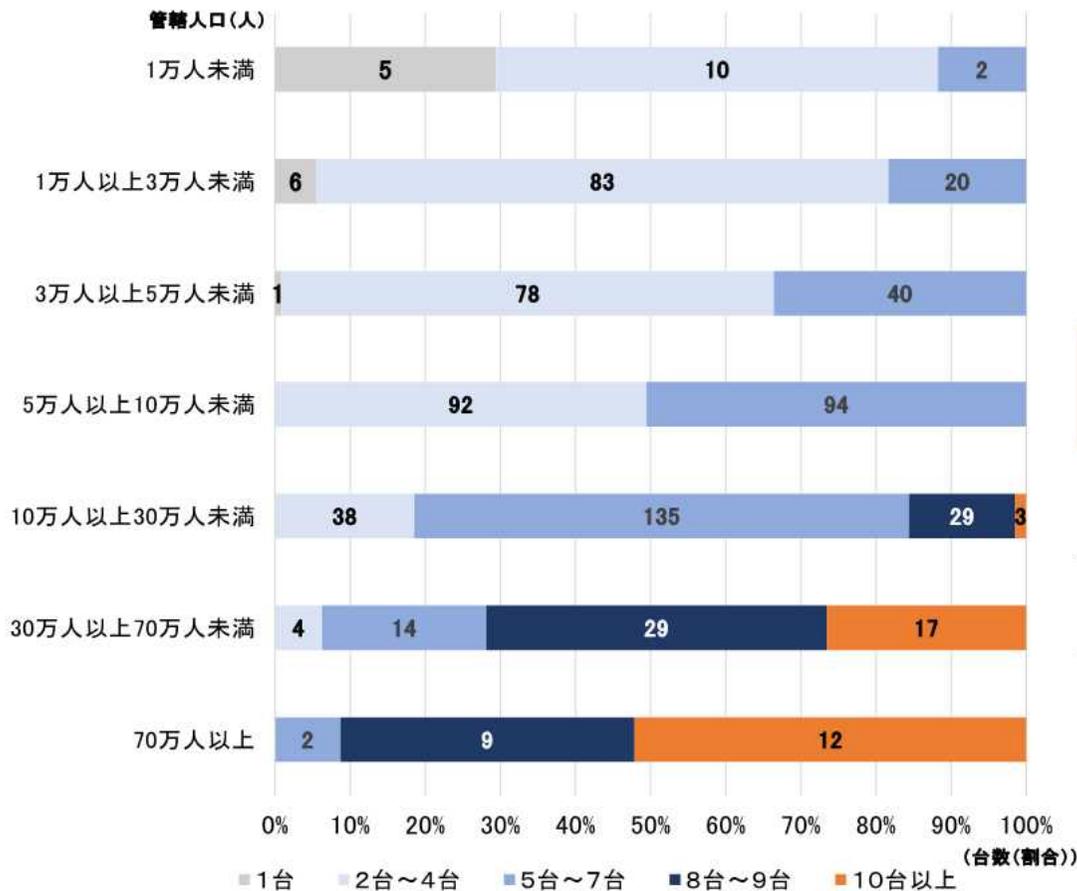


1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること

＜参考資料：総務省消防庁「広域化等による効果① ～初動体制の強化～」＞

広域化により、火災出動等における初動対応車両を充実させることができる。

火災出動における初動出動消防用車両台数



＜広域化前＞



＜広域化後＞



消防本部	火災初動対応車両数 (広域化前 → 広域化後)
------	----------------------------

- 奈良県広域消防組合消防本部
(H26.4.1 11本部1村による広域化) 3～6台 → 6～7台

- 宇部・山陽小野田消防局
(H24.4.1 2本部による広域化) 5台 → 7台

- 埼玉東部消防組合消防局
(H25.4.1 5本部による広域化) 5～7台 → 8台

(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より作成)

本部機能統合等の効率化により、人員の再配置が行われ、現場活動要員の増強が見込まれるほか、予防担当者や火災原因調査員を専任で配置することが可能となり、業務の専門化・高度化が見込まれる。

本部機能統合等の効率化による人員の再配置



<広域化による現場要員等への再配置の事例>

消防本部	現場要員の増強
埼玉県:草加八潮消防局 (2消防本部でH28.4.1より広域化)	(広域化前の本部員合計) 74人 ⇒ (広域化後の本部員) 66人 ※8人を現場要員等へ再配置
奈良県:奈良県広域消防組合消防本部 (11消防本部1村でH26.4.1より広域化)	(広域化前の本部員合計) 296人 ⇒ (広域化後の本部員) 181人 ※115人を現場要員等へ再配置

<指令の共同運用による現場要員等への再配置の事例>

消防指令センター	現場要員等への再配置
茨城県:いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	(共同運用前の通信指令員合計) 199人 ⇒ (共同運用後の通信指令員) 57人 ※142人を現場要員等へ再配置
神奈川県:横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用。	(共同運用前の通信指令員合計) 33人 ⇒ (共同運用後の通信指令員) 27人 ※6人を現場要員等へ再配置

<専従職員の配置による業務の専門化・高度の事例>

消防本部	内容
富良野広域連合消防本部 (H21.4.1 2本部による広域化)	従前は本部と署に兼務の形で配置していた 予防担当者を専任で配置 。
東近江行政組合消防本部 (H24.10.1 2本部による広域化)	従前は2人であった愛知郡広域行政組合消防本部の 予防担当者を1~2人増員し、定期査察も可能に 。



火災原因調査専従員の育成

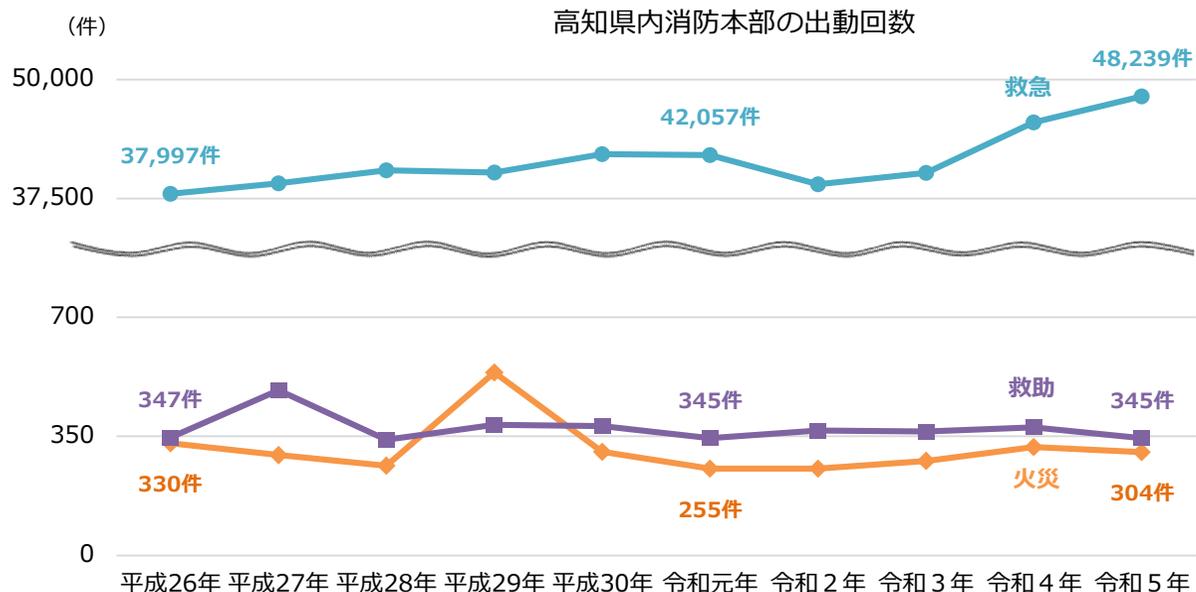


査察・違反処理専門員の育成



1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること

(参考)
県内消防本部
の出動状況の
推移



【出典】
・平成26～令和4年は、『消防年報』（高知県消防政策課）
・令和5年は、令和6年度消防防災・震災対策現況調査（消防庁）

(参考)
消防本部別
火災出動回数
の推移

消防本部名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	人口1万人当たりの出動回数 (R5)
高知市	108	99	82	308	88	81	77	75	101	92	2.9
室戸市	14	13	12	14	16	9	9	12	16	17	13.3
安芸市	7	11	13	9	8	5	10	10	5	5	2.6
南国市	20	26	18	33	14	22	16	25	25	25	5.5
土佐市	10	17	8	12	10	12	15	9	10	9	3.6
土佐清水市	6	5	9	11	19	14	6	7	4	3	2.6
香南市	22	9	13	19	20	14	17	19	24	20	6.3
香美市	23	8	9	11	17	18	13	16	19	17	6.6
高吾北広域町村事務組合	11	17	13	12	14	13	13	9	8	11	5.3
高幡消防組合	38	26	26	27	32	25	32	32	30	33	7.0
仁淀消防組合	12	12	15	18	11	14	7	10	18	13	5.2
幡多中央消防組合	25	20	17	26	24	13	20	28	27	23	5.6
幡多西部消防組合	19	16	12	25	10	5	9	10	14	20	8.5
嶺北広域行政事務組合	10	6	10	6	17	5	5	11	11	9	9.2
中芸広域連合	5	10	7	7	5	5	6	5	7	7	7.6
合計	330	295	264	538	19 305	255	255	278	319	304	4.6



1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること

資料3

令和7年6月2日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 消防業務部会（第1回）

(参考) 消防本部別 救急出動回数 の推移

消防本部名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	人口1万人当たりの 出動回数 (R5)
高知市	16,465	16,792	17,841	17,387	18,788	18,816	17,299	17,860	20,432	21,052	662.2
室戸市	1,215	1,281	1,228	1,072	1,162	1,356	1,217	1,257	1,433	1,340	1,048.3
安芸市	1,484	1,535	1,585	1,458	1,531	1,345	1,267	1,311	1,554	1,500	793.7
南国市	2,445	2,522	2,450	2,731	2,745	2,739	2,525	2,671	3,010	3,154	688.1
土佐市	1,459	1,529	1,567	1,599	1,605	1,639	1,525	1,584	1,716	1,678	670.2
土佐清水市	784	856	821	869	809	805	898	839	896	998	875.7
香南市	1,638	1,593	1,672	1,671	1,717	1,849	1,706	1,673	1,977	2,014	630.3
香美市	1,566	1,588	1,629	1,668	1,772	1,756	1,533	1,626	1,743	1,943	756.9
高吾北広域町村事務組合	1,582	1,514	1,549	1,549	1,603	1,571	1,392	1,359	1,624	1,583	755.7
高幡消防組合	3,016	3,125	3,220	3,233	3,289	3,260	3,130	3,113	3,527	5,062	1,066.3
仁淀消防組合	1,487	1,484	1,544	1,533	1,569	1,490	1,423	1,476	1,665	1,697	678.5
幡多中央消防組合	2,276	2,191	2,172	2,335	2,281	2,282	2,188	2,274	2,424	2,731	667.9
幡多西部消防組合	1,066	1,505	1,518	1,558	1,627	1,494	1,345	1,559	1,749	1,735	738.9
嶺北広域行政事務組合	829	857	849	799	870	866	794	820	907	919	934.8
中芸広域連合	685	749	818	767	804	789	778	794	831	833	907.4
合計	37,997	39,121	40,463	40,229	42,172	42,057	39,020	40,216	45,488	48,239	724.0

(参考) 消防本部別 救助出動回数 の推移

消防本部名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	人口1万人当たりの 出動回数 (R5)
高知市	54	168	60	122	105	102	83	85	79	78	2.5
室戸市	12	3	7	6	3	6	10	12	5	6	4.7
安芸市	21	30	22	13	29	12	17	18	19	22	11.6
南国市	29	22	34	24	21	23	20	22	33	17	3.7
土佐市	13	14	13	14	21	14	11	14	10	10	4.0
土佐清水市	4	3	12	7	12	7	10	4	4	8	7.0
香南市	23	27	29	25	18	26	32	23	15	14	4.4
香美市	20	19	16	21	17	12	15	16	17	21	8.2
高吾北広域町村事務組合	28	20	24	20	22	21	20	21	31	24	11.5
高幡消防組合	34	42	13	14	20	37	34	46	46	56	11.8
仁淀消防組合	16	14	23	14	21	16	24	16	18	22	8.8
幡多中央消防組合	50	65	29	45	49	27	38	43	40	20	4.9
幡多西部消防組合	16	20	25	20	17	18	24	18	20	20	8.5
嶺北広域行政事務組合	12	26	25	26	19	13	22	14	20	23	23.4
中芸広域連合	15	13	8	13	6	11	7	12	20	4	4.4
合計	347	486	340	384	20 380	345	367	364	377	345	5.2



<検討の方向性>

- 消防団との連携のあり方の検討（広域化後における市町村長等の権限を含む）

消防団事務の実施主体の考え方について（案）

- **消防団事務を広域連合に委託できる**こととする。（基本構想 第2章「2 所掌事務」(3)に記載）
- **委託する事務の範囲については、基本的には各市町村が判断**する。
（現行の消防団との関係を維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重する。）
- 実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、**役割分担の形式を「標準形」として以下のとおり位置付ける**。
- **単独消防の8市**（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、土佐清水市、香南市、香美市）や、**現状が「標準形」と異なる取扱いを行っている市町村**については、**広域化後の消防団事務の実施主体を各市町村において検討**する。
- 各市町村の検討状況を確認した上で、**広域化後の消防団事務の実施主体や分賦金等の考え方を基本計画に盛り込む**。

主な消防団事務等	標準形（案）
1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令 ※消防団員の任命は、市町村長の承認を得て消防団長が行う。	各市町村 ※左記の事務は、法令上、市町村が行うべき事務とされている。 ※市町村長が消防団への出動命令を行うが、市町村長が直接消防団員を指揮監督することはできず、必要があるときは、消防長又は消防団長を通じて指揮監督を行うべきであると解されている。
2 団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
4 消防水利など、消防団及び常備消防に共通する事務処理、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 （各市町村は広域連合に分賦金を支出）
5 上記以外の消防団に係る各種の事務処理（事実上の準備行為を含む。）、収入支出等	広域連合予算に計上して収入、支出 （各市町村は広域連合に分賦金を支出）



<検討の方向性>
 ▶ 市町村の防災部局との連携のあり方の検討

<参考> 市町村の消防の広域化に関する基本指針（総務省）

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
2 防災・国民保護担当部局との連携の確保
 防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。
 この場合、**市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要**となる。
 そのため、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

<参考> 検討会（4/28）での意見と考え方

Q 現在、市町村が設置する災害対策本部と消防本部が連携して指令を行っているが、消防本部が広域連合となった場合、指令体制はどうなるのか。

A 広域連合の発足後における消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。このため、例えば、市町村の災害対策本部と消防本部の連携については、**最寄りの消防署所の幹部職員を災害対策本部に派遣し、連携して指令を行っていくことになると考えています。**
 なお、最寄りの消防署所の幹部職員を、市町村の災害対策本部の本部員として任命する（災対法第23条の2第3項）ことにより、連携体制を確保することも考えられます。



1 専門部会等における協議・意見交換の進め方

- 高知県消防広域化基本計画の策定の検討に当たり、協議・意見交換が必要な事項を事務局（県）が提示。
- 事務局が提示した事項について、今後、専門部会（またはワーキンググループ）において協議・意見交換を行う。
 ※事務局が提示する事項以外についても、必要に応じて追加する。

2 主な協議・意見交換事項

①通信・システム部会

4/28検討会においては以下を提示したところ。議論の参考となる情報を含めた詳細は次のページ以降に記載。

1 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合に関すること

- (1) 消防指令システムの統合に向けた移行計画について
- (2) 新たな消防指令センターの整備及び運用について
- (3) 消防救急デジタル無線の整備計画について

2 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること

- (1) 各システムの統合に向けた移行計画について



第3回通信・システム部会（10月頃）までに部会としての合意を目指す事項

※第2回あり方検討会（11月頃）で提示

<基本計画に関する方針等>

- **新たな消防指令システム及びデジタル無線の整備の骨格案**
 消防指令センターと広域連合本部のスペースの確保
 システム及び無線に求める機能
 統合の有無による整備コスト差の検証
 統合スケジュール
 （旧システムからの移行計画、新システムの整備、運用ルールの統一の検討）
- **各種業務システムの整備の骨格案**
 必要となる業務システムの選定
 （人事、給与、会計等）
 業務システムの整備スケジュール
- **その他消防業務のデジタル化に関する基本方針案**
 消防OAシステムの導入
 ドローン等のデジタル技術の活用



スケジュールについて

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある

通信・システム部会の所管・主な論点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全体スケジュール	検討会	専門部会①		専門部会②	WG		専門部会③	検討会	WG	専門部会④	検討会	基本計画(案)決定	基本計画決定	協議会設立の議決
総務部会		基本計画全体のとりまとめ・組織・給与など									※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討			
財務部会		分賦金のシミュレーションなど												
消防業務部会		広域化のメリット、消防団との関係など												
1 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合 (1) 消防指令システムの統合に向けた移行計画		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">事務局でたたき台を作成</p> <p>※通信指令のあり方などを整理</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>専門部会・WGで詳細に議論</p> <p>※必要に応じて、若い消防職員のご意見も取り入れる</p> </div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本計画と実施計画で記載する内容を整理</p> <p>※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討</p> <p>※基本計画の決定後、市町村議会から意見等が出た場合は、令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画に反映</p> </div>												
(2) 新たな消防指令センターの整備及び運用														
(3) 消防救急デジタル無線の整備計画														
2 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進 (1) 各システムの統合に向けた移行計画														

適宜反映

反映



<検討の方向性>

(1) 消防指令システムの統合に向けた移行計画について

- 統合の有無による整備コスト差の検証
- 移行スケジュール（現行システムの更新のあり方を含む）
- 備えるべき高度機能、通信条件・環境の整理

(2) 新たな消防指令センターの整備及び運用について

- センターの設置場所、整備費用
- 要員の数、勤務形態など

(3) 消防救急デジタル無線の整備計画について

- 消防指令システムの統合と合わせて、消防救急デジタル無線の整備のあり方を検討

今後の進め方（案）

- **現行の消防指令システム及び消防救急デジタル無線の現況の整理を実施。（各消防本部に対する調査を実施中）**
- **併せて、他県状況やベンダーから情報収集し、必要な設備・機能について整理。**
※統合後のセンターの備えるべき設備や機能、通信条件・環境など
- **調査後、消防指令を統合した場合の効果の検証を実施。**
※例えば、現在の消防本部が個別に更新した場合と比較して導入費用を低減できる、運用人員を少なくできるなどが考えられる。
※また、センターの設置場所についても検討する必要。
- **上記について、職員配置や分賦金のシミュレーションに反映。**
※シミュレーションについては総務部会、財務部会で議論

<参考：高知県消防広域化基本構想」Q & A (R7.3.26) > (一部抜粋)

Q14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

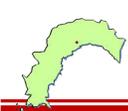
- (省略) 基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しています。
- あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。(省略)

県内消防本部の消防指令システムの更新時期（見込み含む）※未定稿

消防本部	整備年度	システム更新予定年度	更新(予定)金額
高知市・土佐市	R5年度	R15年度	28.00億円
室戸市	H26年度	R9年度	4.00億円
安芸市	H25年度	R7年度	2.40億円
南国市	R6年度	R16年度	2.62億円
土佐清水市	H26年度	R8年度	0.64億円
香南市	H24年度	R7年度	0.90億円
香美市	H27年度	R7年度	2.30億円
高吾北	H27年度	R7年度	1.5億円
高幡	H26年度	R9年度	未定
仁淀	R5年度	R15年度	0.69億円
幡多中央	H25年度	未定	未定
幡多西部	なし	-	-
嶺北広域	なし	-	-
中芸広域	H27年度	R10年度	未定

基本構想では、
 高知市の現行システム
 の更新期を目途に
 整備することを想定
 (R15年度目途)

<参考>
 消防指令システム更新時期の目安
 ・全面更新：10年強
 ・中間更新：5年強



1 高知県内15消防本部と県警本部の比較

消防本部 消防指令 (15ヶ所)	区 分	県警本部 通信指令課 (1ヶ所)
46,286件 (119番の出動回数)	出動回数・有効受案件数 (令和5年)	36,584件 (110番の有効受案件数)
80億円程度	システム整備費	40億円程度
20人程度	運用体制	5人程度

2 大分県における「おおいた消防指令センター」の整備効果（令和6年10月運用開始）

※大分県の総人口（令和7年3月1日現在の推計値）：1,080,581人

区分	14消防本部が個別整備 (試算額) 【ケースA】	共同整備（実績額） 【ケースB】	差引 B - A	節減効果
消防指令システム	103.1億円	33.4億円	△69.7億円	
消防救急デジタル無線	55.9億円	31.6億円	△24.3億円	
計	159.0億円	65.0億円	△94.0億円	

耐用年数10年とした場合、
 単年度のあたりの節減効果は
 約△9.4億円

奈良県広域消防組合（H26.4設立）

<概要>

奈良県内の2市（奈良市、生駒市）を除く37市町村で広域化

方式：一部事務組合 構成団体数：37市町村

管轄人口：817,466人（R6.4） 管轄面積：3,361km²

署所数：18署、12分署、7出張所

<広域化前の懸念事項>

- ・ 消防サービスの低下や切り捨て、人材や財源の流出
- ・ 職員の待遇（格差への対応）やポストの減少

<広域化の主な効果>

○住民サービスの向上

- ・ 救急事案が多数重複した場合でも、**最先着が見込める署所から出動**する体制を構築
- ・ 通信指令施設を一元化して、直近の署所から出動することで**現場到着までの所要時間の延伸を抑制**
- ・ **救急車不足の回避**
- ・ **特殊事案に初動から多数の隊を出動**しながらも、他事案にも通常どおり対応

○スケールメリットの実現

- ・ **出動隊数を増加**させ、現場対応力を強化
- ・ **専門要員（救急救命士等）の養成・専任化**
- ・ 財政規模拡大に伴う**高度な消防施設・設備の整備**
- ・ **柔軟な人員配置**、大量採用による**人材の確保**

<今後の課題>

- ・ **増加する救急需要や大規模広域災害への対応**
- ・ **消防指令システムの更新、署所庁舎の老朽化**
- ・ **大量退職期の到来、新規採用者の確保**
- ・ **予算規模の増大、市町村分担金の増額**

大分市消防局「おおいた消防指令センター」

（R6.10運用開始）

<概要>

大分県内の指令業務を共同運用

方式：事務委託

構成団体数：18市町村

（14消防本部）

管轄人口：1,076,955人（R6.4）

管轄面積：6,340.7km²



<共同運用前の懸念事項>

- ・ 地理に不案内な指令員が通報を受けた場合の指令の遅延

<共同運用の主な効果>

○消防指令システムの**共同整備による費用削減**

- ・ 14消防本部の個別整備（試算）：約159億円
- ・ 共同整備の全体事業費：約65億円（**▲94億円**）

○**受付から指令送出までの時間短縮**

- ・ 機器の高度化、目標物データの充実、指令方法の県内統一化等により実現

○**業務効率やパフォーマンスの向上**

- ・ 訓練や研修を通じた、指令員のスキル向上

<今後の課題>

・ **通信指令業務に携わる人員の効率化**

（地理の不案内への対策として、現在は各消防本部に通信要員を常時配置。但し、センターから通信要員へ問い合わせた事案はほとんどない。）

・ 消防指令システムの**維持管理費の縮減**

（特に、通信費用は管轄区域の広域化と比例して高くなる傾向）

<参考資料:総務省消防庁「消防の連携・協力（指令の共同運用）」>

- 令和7年4月1日現在、**56地域（241本部）**において、消防指令センターの共同運用が行われている。
（例：ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人)）
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**
 〔北はりま消防本部 整備費が **半減** (11.4億円→ 5.8億円) 〕
 〔ちば消防共同指令センター 整備費が **4割減** (61.2億円→38.3億円) 〕

・メンテナンス費の削減

整備費に比例するとされる**メンテナンス経費**についても削減可能。

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**（現状29人体制）にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

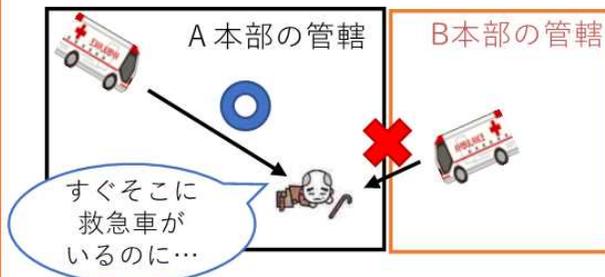
消防指令センターの高度な運用

- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない
 → **直近指令**：約27%（15地域）、**ゼロ隊運用**：約46%（26地域）、**双方とも実施**：約21%（12地域）

高度な運用をしていない場合

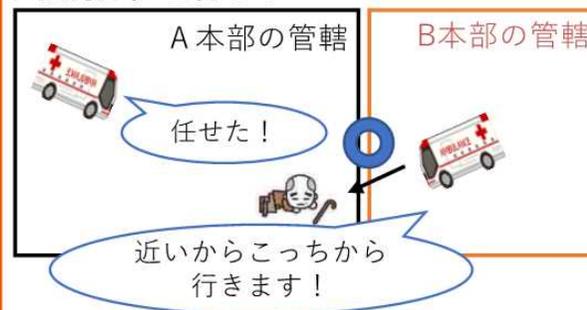
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



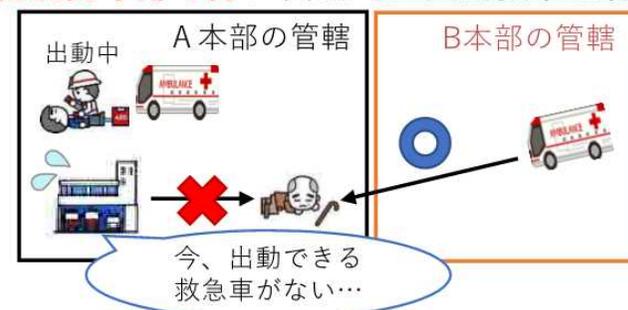
1. 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



到着時間の短縮を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件（CPA）の直近指令・約250件のゼロ隊運用**を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。



消防指令センターの設置場所

- 消防需要や必要な設備・機能を把握し、他県事例やベンダーからの情報収集を踏まえた上で検討が必要。
※消防本部と同一の場所が望ましいため、総務部会において検討する本部の設置と並行して議論を行う。

<参考> 本部の設置場所（総務部会での協議・意見交換事項）

3 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること

(2) 本部の設置場所

<検討の方向性>

- 高知市に置くことについて検討

※県一の消防指令システムを導入した場合スペースの確保が課題のため、総務部会の議論と並行

本部設置場所の考え方（案）

要件	内容
地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県内各地へのアクセス 県内各地へのアクセスが均等かつ効率的な場所であることが求められる。 ◎ 交通の結節点 主要道路や公共交通網が整備された交通の結節点に近接していることが望ましい。
行政機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 官公庁との近接性 消防局本部が県庁、県警本部等の官公庁に近接していることが求められる。また、国及び他自治体との調整や協力が円滑に進むことが期待される。
広域連合の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広域連合事務局と消防局本部との一体性 広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一場所に所在するのが望ましい。
既存施設の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 費用負担の軽減 市町村の財政負担の軽減のため、既存施設の利活用を検討。



2 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること (1) 各システムの統合に向けた移行計画について

<検討の方向性>

(1) 各種業務システムのデジタル化について

- 人事及び給与、財務会計等の各種業務システムの整備のあり方を検討
- 移行スケジュール（広域連合の発足前に新システムの設計や整備が必要）

(2) その他消防業務のデジタル化について

- 消防業務の効率化に向けて、消防OAシステムやデジタル技術（ドローン等）の活用を検討

今後の進め方（案）

(1) 各種業務システムのデジタル化について

- 現行の各種業務システムの現況の整理を実施。（各消防本部に対する調査を実施予定）
- 調査後、具体的な移行のスケジュール等を検討。

(2) その他消防業務のデジタル化について

- 活用が可能なデジタル技術の内容や費用、効果等の整理を実施。

「高知県消防広域化基本構想」 Q & A

高知県消防広域化基本構想の公表にあたり、パブリックコメントなどでいただいた主なご意見に関する県としての考え方のポイントを取りまとめて、Q & Aを作成いたしました。

< I 消防広域化の必要性 >

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょう？

< III 消防広域化基本構想 第2章 新たな組織の骨格案 >

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

< III 消防広域化基本構想 第3章 新たな組織における業務展開の方向性 >

Q 9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

Q 10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

Q 11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないのでしょうか？

Q 12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

Q 13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

Q 14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないのでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

< III 消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール案 >

Q 15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

Q 16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

Q 17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

※Q & A 中は、以下のとおり、正式名称を略称で記載しています。

- ・高知県消防広域化基本構想 …基本構想
- ・高知県消防広域化基本計画（消防組織法第33条第1項に規定する推進計画） …基本計画
- ・高知県消防広域化基本計画あり方検討会（、専門部会及びワーキンググループ） …あり方検討会（等）

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょう？

(答)

- 県内の消防本部の多くは小規模であるため、消防広域化によるスケールメリットを生かし、間接部門を集約して、そこから生じる人員を直接部門である現場に振り向けることが重要です。
- その観点から考えますと、統合は広範囲で行うほど効果的であり、例えば県内3区分から始めるといった形で段階的に進めるのではなく、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きくかつ速やかに実現できる手法であると考えられます。
- また、広域化に伴う新組織の設立には相応のコストがかかりますので、段階的な統合ではかえって費用がかさみ、費用対効果が見合わなくなる可能性が高くなります。
- このため、広域化するのであれば、県全体で一括して県一で実施することが最もスケールメリットを発揮できる方法であり、妥当であると考えています。

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

(答)

- 地方自治法では、広域連合の長は、広域連合の規約に基づき定めるところにより、広域連合を組織する地方公共団体の長（全市町村長及び知事）の投票により選挙することと規定されています。
- 県としては、消防組織法にうたわれている市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任されることが適当であると考えます。
- 具体的な選出方法については、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

(答)

- 今回の消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。

- このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしております。
- 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

(答)

- 消防団は、消防組織法に基づき、市町村ごとに設置された消防機関として法令上は市町村長の指揮下に入りますが、実際の活動の場面では、同法の規定により、地元の消防署長の所轄の下、消防活動を行うことで、双方の密接な関係が保たれています。
- このような消防団と地元の消防署との関係は、消防広域化により、市町村長の消防本部に対する指揮監督権が広域連合に委ねられた後においても、維持していかなければなりません。
基本構想では、現行の40消防署所体制を確保することを基本として検討することとしており、実際の消防活動の場面における消防団と消防署との関係は保たれるものと考えています。
- また、消防団事務は、現在、市町村からの委託で消防本部が担っている場合も多いことも踏まえて、引き続き広域連合（具体的には消防署所等）に市町村が事務を委託することができることとしていますので、地域での実情や必要に応じて、現状の体制を続けることが可能となっています。
- このように、広域化が行われたとしても、消防団と、地元の消防署との、連携や協力体制は、現在の関係を維持していけるものと考えていますが、その際の市町村長の関与のあり方などについては、今後も、あり方検討会の場等を通じて、丁寧に議論を行います。

Q5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

(答)

- 国の財政支援としては、市町村への特別交付税による消防広域化臨時経費（消防本部の名称・場所の変更等、業務の統一に伴うシステム変更、規定整備等）への支援や、緊急防災・減災事業債による消防署所等の増改築に係る経費への支援等があります（令和6年度時点）。
- 本県が推進する県一消防広域化は全国に先駆けた取り組みであり、国の財政措置を最大限活用できるよう、県として国に対し財政支援策の大幅な拡充を求めていくことを検討しています。
- また、県の財政措置としては、あり方検討会等の設置・運営や、分賦金・人員配置シミュレーションの経費として、令和7年度予算に2,900万円を計上しており、今後も必要に応じて検討してまいります。

Q6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

(答)

- 分賦金及び職員配置のシミュレーションは、令和10年度（広域連合発足時）と令和15年度（県一消防指令センター運用開始時）の2つの時点を対象に実施する予定です。
それぞれの時点で、消防広域化を行った場合と、現状の15消防本部体制を継続した場合を比較し、シミュレーションを行います。
- シミュレーションの前提条件は、あり方検討会等で事前に確認を行った上で設定して実施する予定です。
また、シミュレーションに必要な基礎データとして、各消防本部の消防力、職員配置、運営経費などについて情報収集し、現状を把握した上でシミュレーションを実施します。
- シミュレーション結果は、あり方検討会等に報告し、これを踏まえて新体制下での組織や財政を検討し、令和7年度中に策定予定の基本計画に反映します。
- なお、シミュレーションに必要な経費は、県の令和7年度当初予算に計上しており、調査事業の経験が豊富で、消防、防災を専門とする調査機関に委託することとしています。

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

(答)

- 分賦金の算定については、市町村普通交付税算定に係る消防費の基準財政需要額等に応じて算定した額を基本とすることを想定しており、これまで基準財政需要額の規模に比して実際の消防関係経費の支出が抑制されてきた市町村等においては、現状の消防への負担額から増える可能性があります。
- このため、負担増への対応として、基本構想では、広域連合設立後に消防事務の組織・業務の一本化が完成するまでの間においては、基礎サービス分に係る分賦金の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態を鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとしています。
- 一方で、他県では、消防指令システムの整備及び保守運用並びに消防車両の購入等において、消防本部ごとに購入した場合と比較して大幅な経費削減が実現した事例があります。
本県の消防広域化においても、スケールメリットによる同様の経費削減効果の実現により、構成市町村の負担軽減を目指します。
- 消防広域化後の財政については、職員の人件費、資機材の購入及び施設整備等に要する経費のシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、分賦金の算定方法の詳細等について、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

(答)

- ご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。
- この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えます。

- ただし、一部事務組合の解散等により、不動産及び償却資産が広域連合に無償譲渡のみ行われる場合は、市町村に譲渡前の負債は残ることになります。

Q9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

(答)

- 消防広域化後における、消防職員の充足率については、現時点では、算定が出来ておりません。
- 県全体としての充足率の算定に必要な職員数（分子）については、基本構想でお示ししている、現行水準を下回らない職員の総定数をベースに、来年度、シミュレーションを行っていくことにしています。
- 算定にあたって、もう一つ必要となる、消防力の整備指針による職員の目標数（分母）については、これまで、現状の15消防本部、それぞれの目標数を足し合わせたものを用いてきました。
- 広域連合発足時は、県民人口65万人を1つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。
- 具体的な目標数は、あり方検討会等で議論をスタートし、広域連合発足時までには定めることとしており、充足率については、その時点でお示しできると考えています。

Q10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

(答)

- 消防広域化後は、消防職員の採用を広域連合として全県で一元的に行うことを想定しています。
- 地域の若年人口が減少する中、郡部の小規模な消防本部では消防吏員の確保が難しくなっているとの声がありますが、消防広域化により常備消防組織全体の規模が拡大し、職場としての魅力が向上することで、人材確保がしやすくなることが期待されます。

- なお、具体的な消防職員の採用及び配置の方法については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

(答)

- 消防職員の給与制度などの処遇については、現行の15消防本部で差異がありますが、その実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇の統一を図るまでには、財源の確保や個別の運用調整を含めて相当の時間を要することが想定されます。
そのため、基本構想では、第1期は間接部門を集約・スリム化し、現場の消防力を確保することを優先した上で、第2期末までに消防職員の処遇統一を目指す方針です。
- パブリックコメントで職員の処遇等に関する意見が多く寄せられたことを踏まえ、給与等、消防職員の処遇の統一に向けた議論も早期に開始し、諸条件が整った場合には、実行に向けて早期に着手すべきものと判断しました。
このため、令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しています。
- なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。その上で、各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えます。

Q12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

(答)

- 人事異動は、一般的には消防職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて行われるべきものと考えます。

- 長年にわたる市町村消防の原則の浸透により、多くの消防職員は自らが、これまで培ってきた土地勘や地域での人的ネットワーク等を生かすためにも、地元の消防署所での勤務を望む場合が多いと考えます。
- また、同様に、広域連合の意思決定過程において大きな比重を占める市町村長や市町村議会議員の方々の間でも、地域の消防署所の人員配置については地元出身者などの地元の事情に通じた職員を中心とした体制を希望する意見が大半を占めるものと思われまます。
- 他方で、異動による職員のモチベーションやスキルの向上や、小規模な所属での人事の硬直化に伴う弊害の解消といった観点から、広域的な異動の持つ積極的な意義を評価する声もあります。
- 併せて、広域化に伴う間接部門の集約化等により、広域化前に比べて旧消防本部管轄地域の範囲を越えた人事異動が必要となる場合が増加することが想定されます。
- 以上を総合的に考慮した場合、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
- 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

(答)

- 広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市内に設置することを想定しています。
- また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討することが望ましいと考えます。

- こうしたことから、広域連合の本部は、現在の高知市消防局本部が所在する建物に併せて設置することがまず検討されるべき選択肢であると考えます。
- しかし、広域化による、間接部門の集約に伴い、現行の高知市消防局が置かれている建物では執務スペースが不足する可能性があります。
- また、発災時にリアルタイムで情報共有ができるよう、消防本部と同一の建物内に県一消防指令センターを設置することが望まれますが、県一消防指令センターの整備には、現在高知市消防局本部に併設されている高知・土佐消防指令センター以上のスペースが必要になることも想定されます。
- このため、広域連合発足後、当面の間は、高知市消防局の本部施設を転用することを基本として想定するものの、県一消防指令センターを整備する段階においては、広域連合本部を設置する建物を新たに整備する必要性を生じる可能性もあり、これらの論点について、一体的に検討する必要があると考えます。

Q14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

(答)

- 通信指令業務の集約化については、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。この点、基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しています。
- あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。

- 今後の協議の結果、第2期を待たずに、より早期の集約化について市町村・消防本部間で合意が得られた場合には、前倒しで対応することも考えられます。

Q15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

(答)

- 県内の常備消防組織の一元化を目指す消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。
そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることが不可欠であると考えます。
- こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。
- 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて2回の議決をいただくことが必要となります。
このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、基本構想決定後は、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。
- したがって、スケジュールについては、今後、各プロセスの進捗状況に応じて各年度末時点で必要な見直しを行っていくことを想定しています。

Q16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

(答)

- 消防の広域化を進めるにあたっては、県内全ての市町村や消防本部の理解や、コンセンサスを得るためにも、丁寧に議論を進めることが不可欠です。
- このため、県では、議論のたたき台となる、基本構想骨子案の公表に先立ち、まずは昨年10月に、全ての消防長に対してその内容の説明をした上で、ご意見をお聞きしました。

- また、11月初旬から約1か月程度かけて、各市町村長を訪問し、ご意見をお聞きするとともに、11月末には、市町村担当課長に対して、あらためて骨子案の説明を実施しました。
- さらに、11月29日の骨子案の公表後、パブリックコメントを1月6日まで実施し、その中では、消防職員や消防団員などから、26通、138件にのぼる、様々なご意見をいただきました。
- このように、様々な関係者から丁寧に声をお聞きしたところです。
- これらのご意見を踏まえ、骨子案の一部を修正した上で、基本構想を決定するとともに、県としての考え方を整理した本Q&Aも公表しました。

Q17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

（答）

- 高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメントは、令和6年11月29日から令和7年1月6日までの39日間実施しました。
- いただいた御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通で、御意見を内容に応じて区分すると、138件となります。
- いただいた御意見のうち、最も多かったのは、骨子案第3章の2の「組織・人事」に係るもので、職員の給与、処遇、人事異動、定数、人員配置等に関する御意見が47件ありました。
- 2番目に多かったのは、骨子案第4章の「新体制への移行スケジュール（案）」に係るもので、丁寧な議論を求めるものやスケジュール等に関する御意見が20件ありました。
- 3番目に多かったのは、骨子案第3章の3の「施設・装備」に係るもので、通信指令システム等に関する御意見が14件ありました。

高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』

消防本部名	構成市町村名	管内人口	管内面積	消防職員					消防財政（令和5年度）						消防需要（令和4年）			消防指令システム			消防団（令和6年度）		
				指針による算定数（令和4年度）	実員数（令和4年度）	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和6年度）	勤務体制（令和6年度）	給与水準（高知県消防局を100としたときの指数）（令和5年4月1日時点）	消防費基準財政需要額（百万円）	決算統計における消防費（百万円）			火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度	更新（予定）金額	条例定数	消防団員数	消防団事務		
										経常的経費（普通建設事業費以外）	うち一般財源等充当額	投資的経費（普通建設事業費）											
高知市消防局	高知市	316,676人	309.00km ²	532人	395人	412人	3部制	100.0	3,530	5,798	3,848	3,676	1,950	101件	83件	20,432件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	28.00億円	900人	698人	消防本部	
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,573人	322.24km ²	73人	51人	45人	2部制	92.4	396	813	694	541	119	17件	5件	1,433件	2014年度（H26）	2027年度（R9）	4.00億円	409人	365人	室戸市：消防本部 東洋町：役場	
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,777人	356.76km ²	50人	37人	56人	2部制	90.2	485	646	404	352	242	11件	19件	1,554件	2013年度（H25）	2025年度（R07）	2.40億円	372人	310人	安芸市：消防本部 芸西村：役場	
南国市消防本部	南国市	45,724人	125.30km ²	104人	70人	75人	3部制	94.1	645	1,031	727	592	304	25件	33件	3,010件	2024年度（R06）R07.02	2034年度（R16）	2.62億円	350人	339人	消防本部	
土佐市消防本部	土佐市	24,951人	91.50km ²	76人	49人	49人	2部制	92.8	424	1,037	571	494	466	14件	7件	1,716件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	高知市に含む。	331人	331人	消防本部	
土佐清水市消防本部	土佐清水市	11,243人	266.01km ²	76人	37人	36人	3部制	92.2	314	491	354	347	137	4件	6件	896件	2014年度（H26）H27.03	2026年度（R08）	0.64億円	425人	362人	消防本部	
香南市消防本部	香南市	31,904人	126.46km ²	71人	49人	73人	3部制	95.3	629	1,877	516	459	1,361	24件	15件	1,977件	2012年度（H24）	2025年度（R07）R07.06	0.90億円	315人	229人	消防本部	
香美市消防本部	香美市	25,479人	537.86km ²	102人	57人	64人	3部制	92.4	553	896	619	568	277	19件	17件	1,734件	2015年度（H27）	2025年度（R07）R08.01	2.30億円	400人	310人	消防本部	
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,727人	545.75km ²	87人	50人	77人	2部制	89.7	670	677	581	566	96	8件	31件	1,624件	2015年度（H27）	2025年度（R07）	1.5億円	633人	548人	役場	
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、構原町、津野町、四万十町	46,906人	1,404.99km ²	295人	141人	152人	2部制	92.3	1,313	2,465	1,815	1,692	650	30件	39件	3,527件	2014年度（H26）	2027年度（R09）	未定	1,262人	1,101人	消防本部 各団該当署所 各団該当役場	
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,813人	515.82km ²	93人	59人	69人	2部制	95.5	598	1,002	798	716	204	18件	18件	1,665件	2023年度（R05）R06.01	2033年度（R15）	0.69億円	553人	425人	いの町：消防本部 日高村：役場	
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	40,590人	820.78km ²	139人	80人	105人	2部制	94.3	899	1,631	1,202	1,103	429	14件	40件	2,424件	2013年度（H25）H25.10	未定	未定	886人	816人	消防本部	
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	23,287人	474.27km ²	117人	63人	70人	2部制	92.6	611	999	922	683	77	11件	20件	1,746件	なし	-	-	708人	661人	消防本部	
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,693人	756.68km ²	58人	38人	46人	2部制	92.3	515	494	455	446	39	11件	24件	907件	なし	-	-	740人	599人	役場 一部消防本部	
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	9,082人	449.47km ²	56人	40人	59人	2部制	91.9	415	598	410	402	188	7件	10件	831件	2015年度（H27）	2028年度（R10）	未定	241人	201人	消防本部	
計		662,425人	7,102.89km ²	1,929人	1,216人	1,388人			11,997	20,455	13,916	12,637	6,539	314件	367件	45,476件				8,525人	7,295人	本部：24団体 役場：10団体	

※人員充足率：63.0%

※構成市町村の合計額